（中小企業倒産防止共済法の一部改正）

第二百九十一条　中小企業倒産防止共済法（昭和五十二年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「支給を受ける権利は」の下に「これらを行使することができる時から」を加え、「二年間行わない」を「これを行使することができる時から二年間行使しない」に改める。

（半導体集積回路の回路配置に関する法律の一部改正）

第二百九十二条　半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第四項中「民法第七百二十四条」を「民法第七百二十四条第一号」に改める。

（半導体集積回路の回路配置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二百九十三条　前条の規定による改正前の半導体集積回路の回路配置に関する法律第二十七条第四項において準用する旧民法第七百二十四条後段に規定する期間がこの法律の施行の際既に経過していた場合におけるその期間の制限については、なお従前の例による。

（不正競争防止法の一部改正）

第二百九十四条　不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条を次のように改める。

（消滅時効）

第十五条　第二条第一項第四号から第九号までに掲げる不正競争のうち、営業秘密を使用する行為に対する第三条第一項の規定による侵害の停止又は予防を請求する権利は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

一　その行為を行う者がその行為を継続する場合において、その行為により営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある保有者がその事実及びその行為を行う者を知った時から三年間行わないとき。

二　その行為の開始の時から二十年を経過したとき。

（不正競争防止法の一部改正に伴う経過措置）

第二百九十五条　前条の規定による改正前の不正競争防止法第十五条後段に規定する期間がこの法律の施行の際既に経過していた場合におけるその期間の制限については、なお従前の例による。

（投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部改正）

第二百九十六条　投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）の一部を次のように改正する。

第七条の見出し中「業務執行」を「業務の決定及び執行」に改め、同条第一項中「無限責任組合員が」の下に「決定し、」を加える。

第七条の次に次の一条を加える。

（組合の代理）

第七条の二　無限責任組合員は、組合の業務を執行する場合において、他の組合員を代理することができる。

2　無限責任組合員が数人あるときは、各無限責任組合員は、無限責任組合員の過半数の同意を得たときに限り、組合員を代理することができる。

3　前項の規定にかかわらず、各無限責任組合員は、組合の常務を行うときは、単独で組合員を代理することができる。

第十六条中「第六百六十八条（組合財産の共有）、第六百六十九条（一）を「第六百六十七条の二から第六百六十九条まで（他の組合員の債務不履行、組合員の一人についての意思表示の無効等、組合財産の共有及び」に改め、「割合」の下に「、第六百七十五条第一項（組合の債権者の権利の行使）を、「第六百七十六条」の下に「から第六百七十七条の二まで」を、「組合財産の分割」の下に「、組合財産に対する組合員の債権者の権利の行使の禁止並びに組合員の加入」を加え、「、第六百七十七条（組合の債務者による相殺の禁止）」を削り、「第六百八十条」の下に「から第六百八十一条まで」を加え、「、」、第六百八十一条（一）を「、脱退した組合員の責任等及び」に改める。

（投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二百九十七条　施行日前に締結された前条の規定による改正前の投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約については、なお従前の例による。

（電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律の一部改正）

第二百九十八条　電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律（平成十三年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

電子消費者契約に関する民法の特例に関する法律

第一条中「要素に」を「申込み又はその承諾の意思表示について」に改め、「及び隔地者間の契約において電子承諾通知を発する場合」を削る。

第二条第四項を削る。

第三条中「第九十五条ただし書」を「第九十五条第三項」に、「電子消費者契約の要素に錯誤があった場合であって、当該錯誤が」を「意思表示が同条第一項第一号に掲げる錯誤に基づくものであって、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであり、かつ、」に改める。

第四条を削る。

（電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二百九十九条　施行日前にされた電子消費者契約（前条の規定による改正前の電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律（次項において「旧電子契約法」という。）第二条第一項に規定する電子消費者契約をいう。）の申込み又はその承諾の意思表示については、前条の規定による改正後の電子消費者契約に関する民法の特例に関する法律第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　施行日前に契約の申込みがされた場合におけるその申込みに係る旧電子契約法第四条に規定する電子承諾通知に関する民法の特例については、なお従前の例による。

（有限責任事業組合契約に関する法律の一部改正）

第三百条　有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「一部のみを」の下に「一人又は数人の他の組合員又は第三者に」を加える。

第十四条の次に次の一条を加える。

（組合の代理）

第十四条の二　各組合員及び第十三条第二項の規定による委任を受けた第三者は、第十二条第一項の規定による決定に基づき組合の業務を執行する場合において、他の組合員を代理することができる。

2　前項の規定にかかわらず、各組合員は、組合の常務を行うときは、単独で組合員を代理することができる。

第二十四条に次の一項を加える。

3　第一項の規定により組合の成立後に加入した組合員は、その加入前に生じた組合の債務については、これを弁済する責任を負わない。

第五十六条中「第六百六十八条、第六百六十九条」を「第六百六十七条の二から第六百六十九条まで」に改め、「第六百七十四条第二項」の下に「、第六百七十五条第一項」を、「第六百七十七条」の下に「、第六百八十条の二」を加える。

（有限責任事業組合契約に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三百一条　施行日前に締結された前条の規定による改正前の有限責任事業組合契約に関する法律第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約については、なお従前の例による。